

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 10    | 鳥取市市税滞納管理業務基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は市税滞納管理業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和4年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務        |   |
|-----------------------------|---|
| ①事務の名称                      | 市税滞納管理業務  |
| ②事務の概要                      | 【滞納管理】<br>①納期限までに納付されない場合、20日以内に督促状を発行する。<br>②滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談、納付の履行管理、徴収猶予を行う。<br>③徴収計画に基づき、滞納者に関する所得、資産調査を行う。<br>④上記③を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押え・交付要求等の滞納処分を行う。<br>⑤滞納処分に基づき、取立・換価猶予・配当等を行う。<br>⑥納付困難、徴収困難と判断される滞納に対して執行停止、不納欠損処理を行う。 |
| ③システムの名称                    | 滞納システム、収納システム、宛名システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名              |   |
| (1)宛名特定個人情報ファイル、(2)滞納整理ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                  |   |
| 法令上の根拠                      | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>別表第一 16項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令<br>(平成26年内閣府・総務省令第5号)<br>第16条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携    |   |
| ①実施の有無                      | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                     |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署           |   |
| ①部署                         | 総務部税務・債権管理局収納推進課  |
| ②所属長の役職名                    | 収納推進課長  |
| 6. 他の評価実施機関                 |   |
|                             |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求      |   |
| 請求先                         | 総務部総務課公文書管理室<br>〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地<br>TEL0857-20-3121   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ    |   |
| 連絡先                         | 総務部税務・債権管理局収納推進課<br>〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地<br>電話:0857-30-8161   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                  |  |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 10万人以上30万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年6月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]       | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年6月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                  |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]         | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                  |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>   |  |  |
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない   |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない                         |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input checked="" type="radio"/> ]接続しない(提供) |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |  |  |
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

